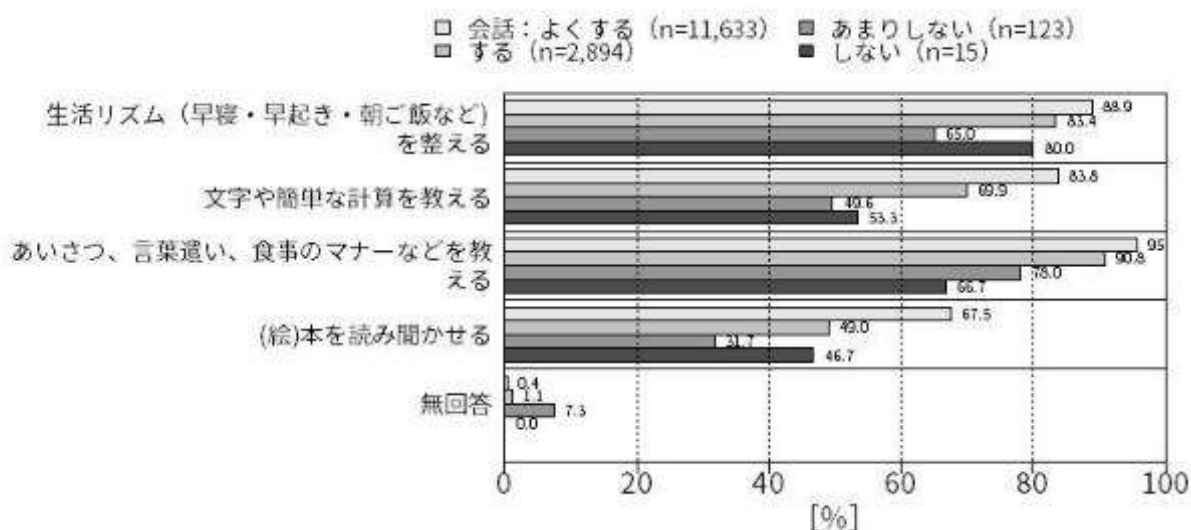


会話の頻度別に見た、しつけ（問 31×問 30）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

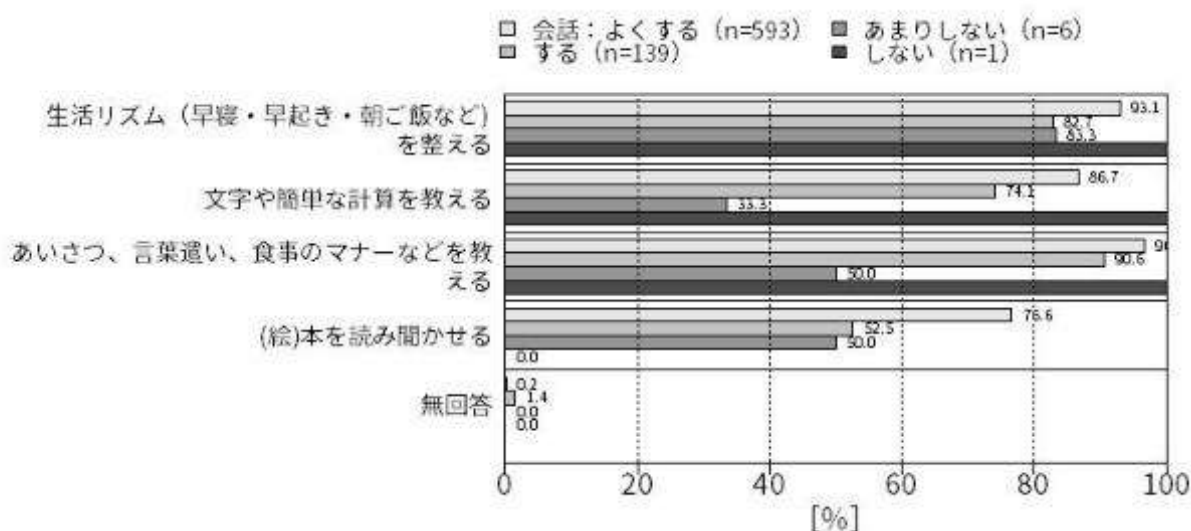
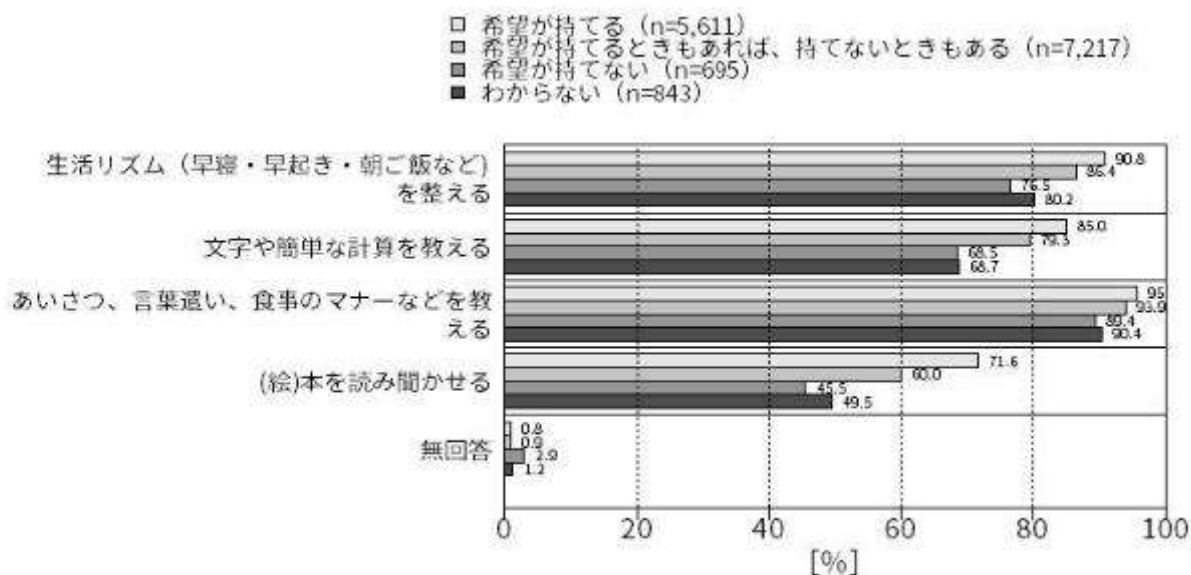


図 161. 会話の頻度別に見た、しつけ

会話の頻度別に子どもに対するしつけについて見ると、会話をよくする群では「生活リズム（早寝・早起き・朝ごはんなど）を整える」と回答した割合は 93.1%、「文字や簡単な計算を教える」と回答した割合は 86.7%、「あいさつ、言葉遣い、食事のマナーなどを教える」と回答した割合は 96.6%、「（絵）本を読み聞かせる」と回答した割合は 76.6%であった。

回答者の将来への希望別に見た、しつけ（問 36-2×問 30）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

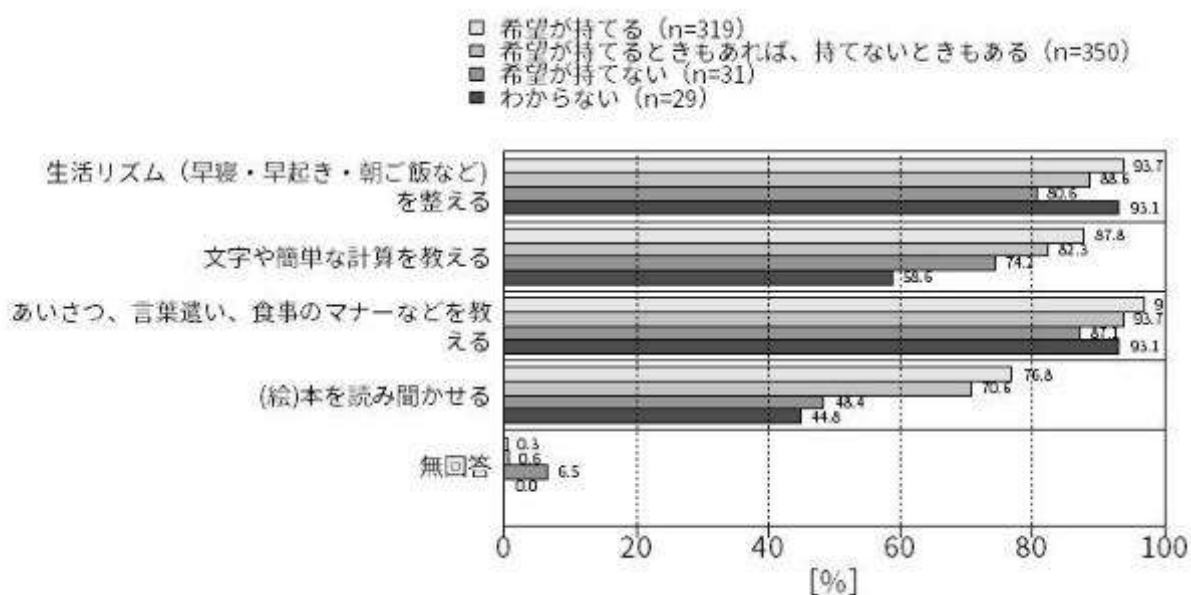
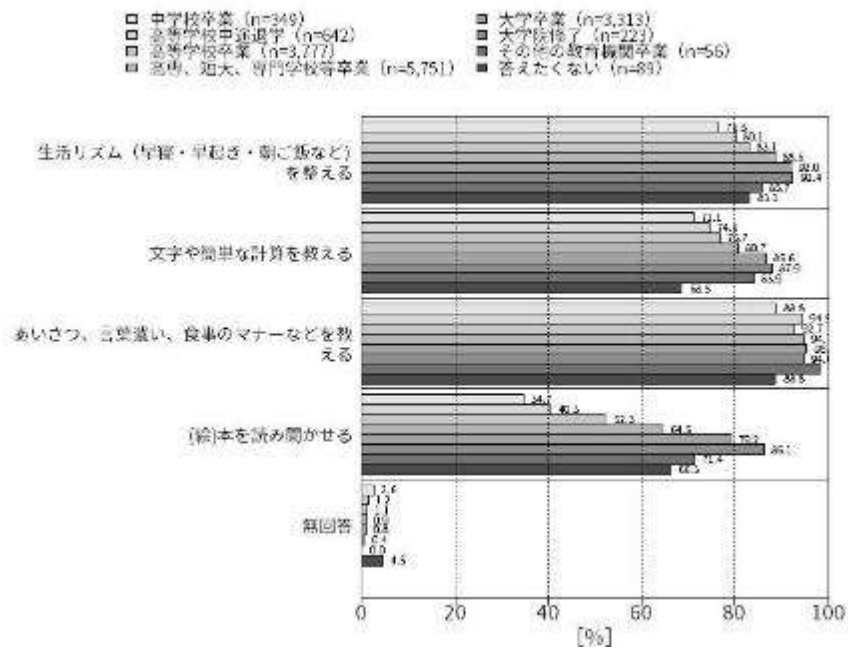


図 162. 回答者の将来への希望別に見た、しつけ

将来への希望別に子どもに対するしつけについて見ると、「生活リズム（早寝・早起き・朝ごはんなど）を整える」と回答した割合は、希望が持てる群では 93.7%であったのに対して、希望が持てない群では 80.6%だった。「文字や簡単な計算を教える」と回答した割合は、希望が持てる群では 87.8%であったのに対して、希望が持てない群では 74.2%だった。「あいさつ、言葉遣い、食事のマナーなどを教える」と回答した割合は、希望が持てる群では 96.9%であったのに対して、希望が持てない群では 87.1%だった。「(絵)本を読み聞かせる」と回答した割合は、希望が持てる群では 76.8%であったのに対して、希望が持てない群では 48.4%だった。

母親の最終学歴別に見た、しつけ（問 7×問 30）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

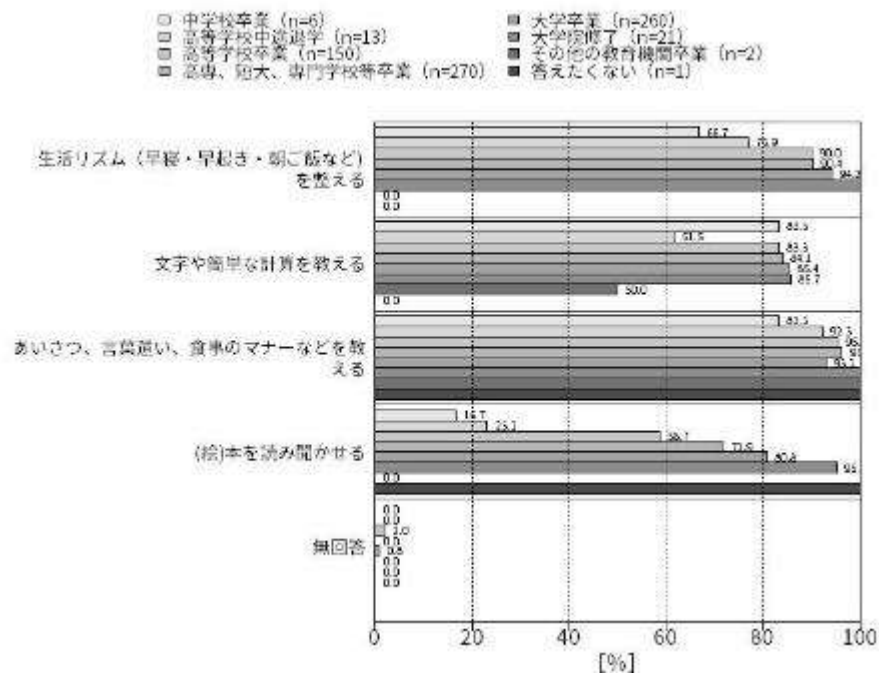
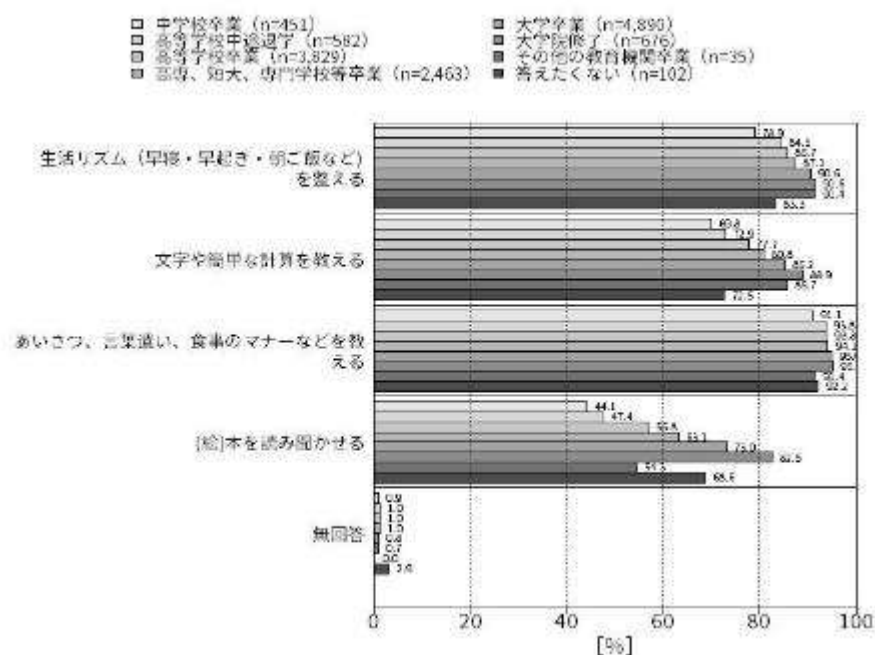


図 163. 母親の最終学歴別に見た、しつけ

母親の学歴が中学校卒業群では、「生活リズム（早寝・早起き・朝ごはんなど）を整える」と回答した割合は 66.7%、「文字や簡単な計算を教える」と回答した割合は 83.3%、「あいさつ、言葉遣い、食事のマナーなどを教える」と回答した割合は 83.3%、「(絵)本を読み聞かせる」と回答した割合は 16.7%であった。

父親の最終学歴別に見た、しつけ（問 7×問 30）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

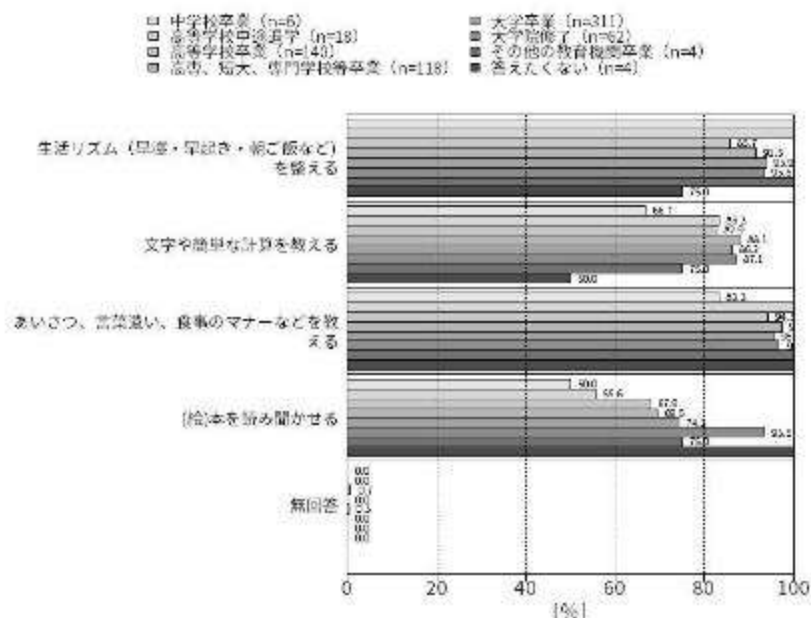
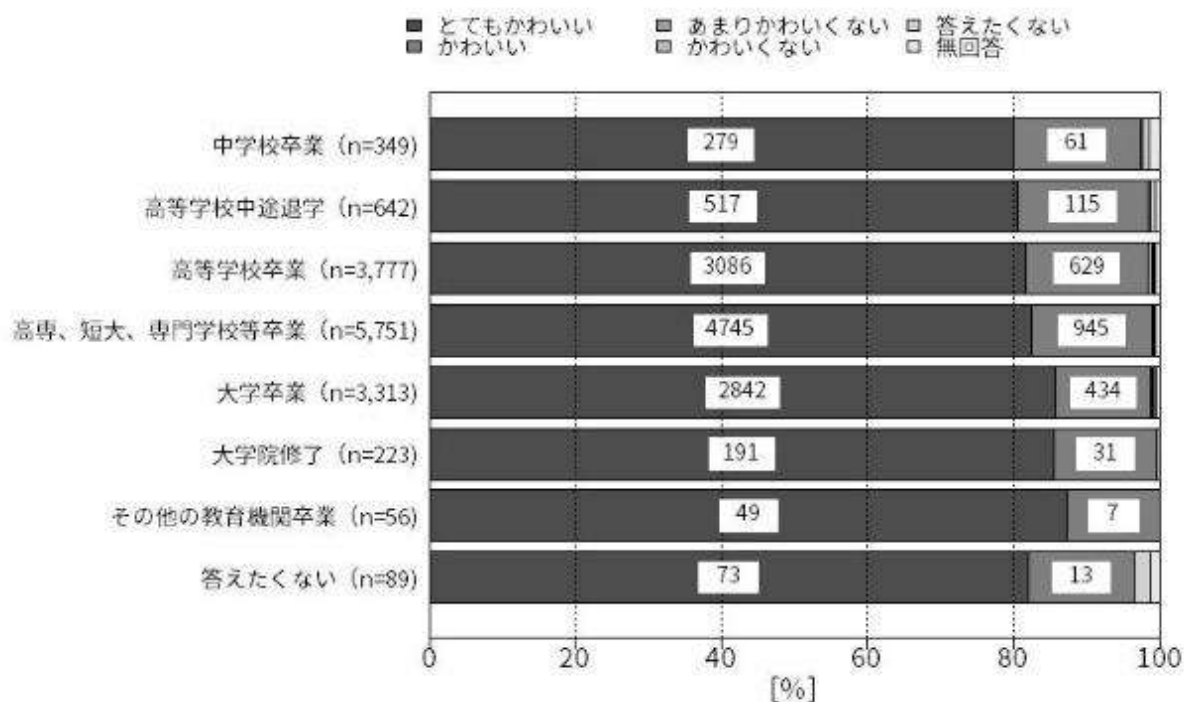


図 164. 父親の最終学歴別に見た、しつけ

父親の学歴が中学校卒業群では、「生活リズム（早寝・早起き・朝ごはんなど）を整える」と回答した割合は100.0%、「文字や簡単な計算を教える」と回答した割合は66.7%、「あいさつ、言葉遣い、食事のマナーなどを教える」と回答した割合は83.3%、「〔絵〕本を読み聞かせる」と回答した割合は50.0%であった。

母親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか（問 7×問 31-1）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

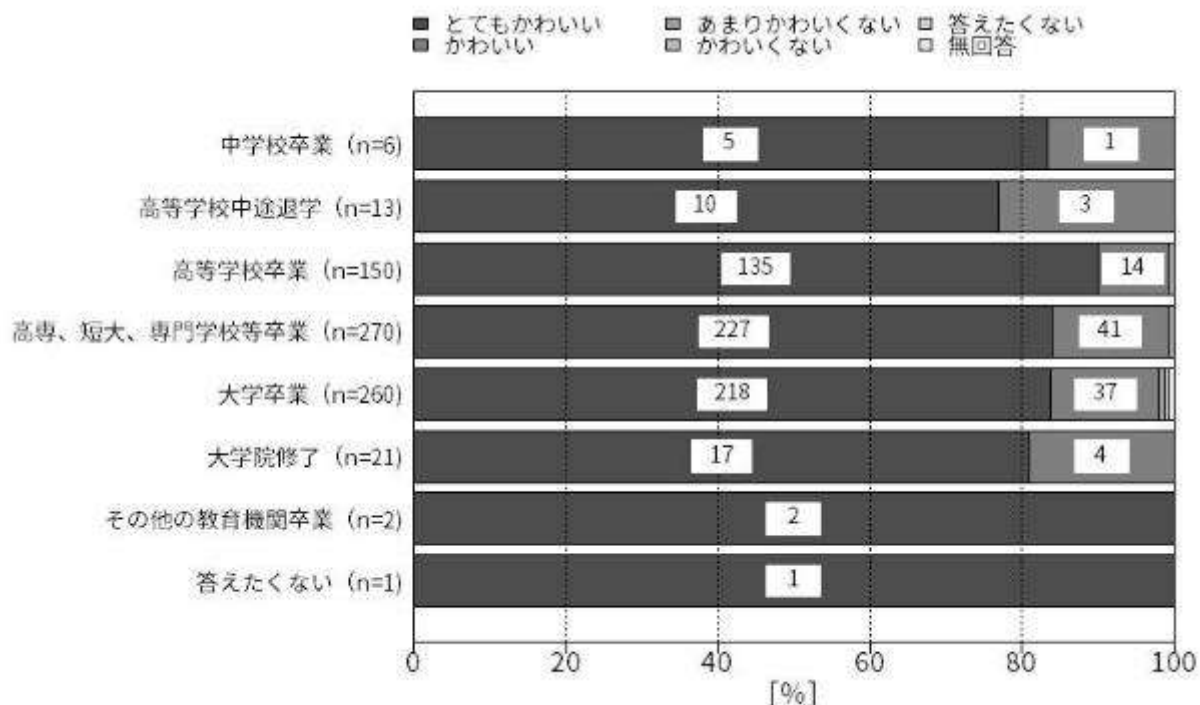
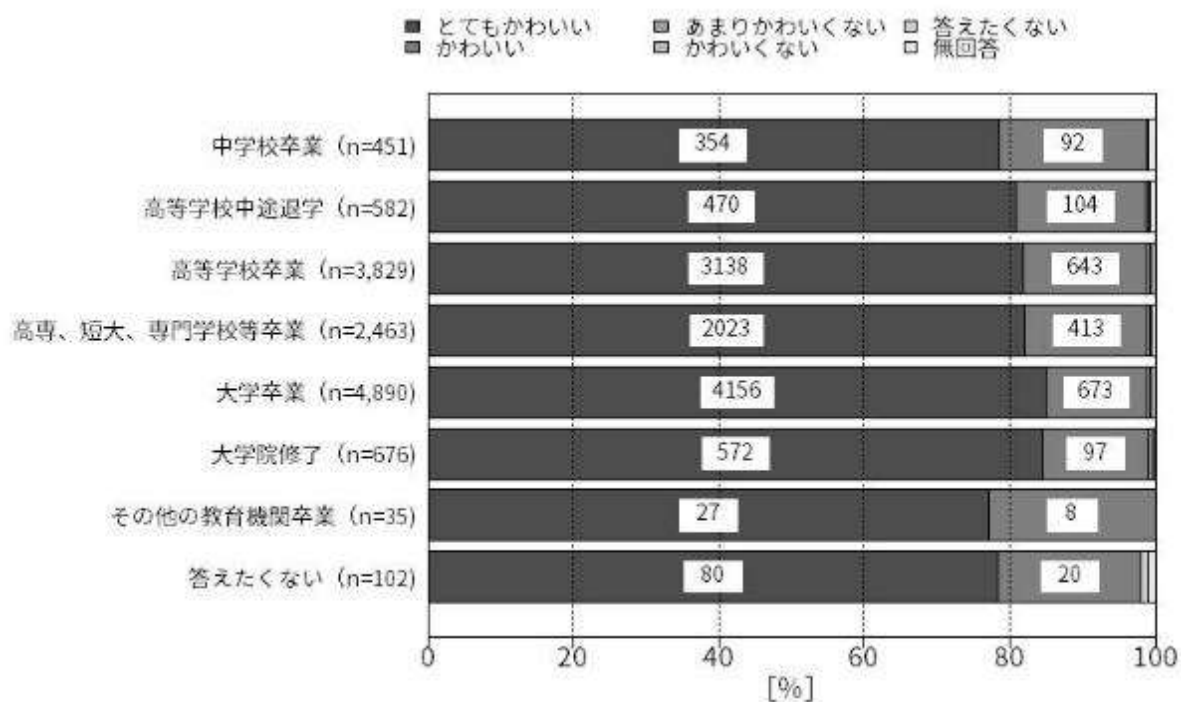


図 165. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか

母親の学歴が高校中退・高等学校中途退学では、子どもを「とてもかわいい」と思う割合が低くなる傾向にあった。子どもを「とてもかわいい」と思う割合は中学校卒業群では 83.3%であった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか（問 7×問 31-1）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

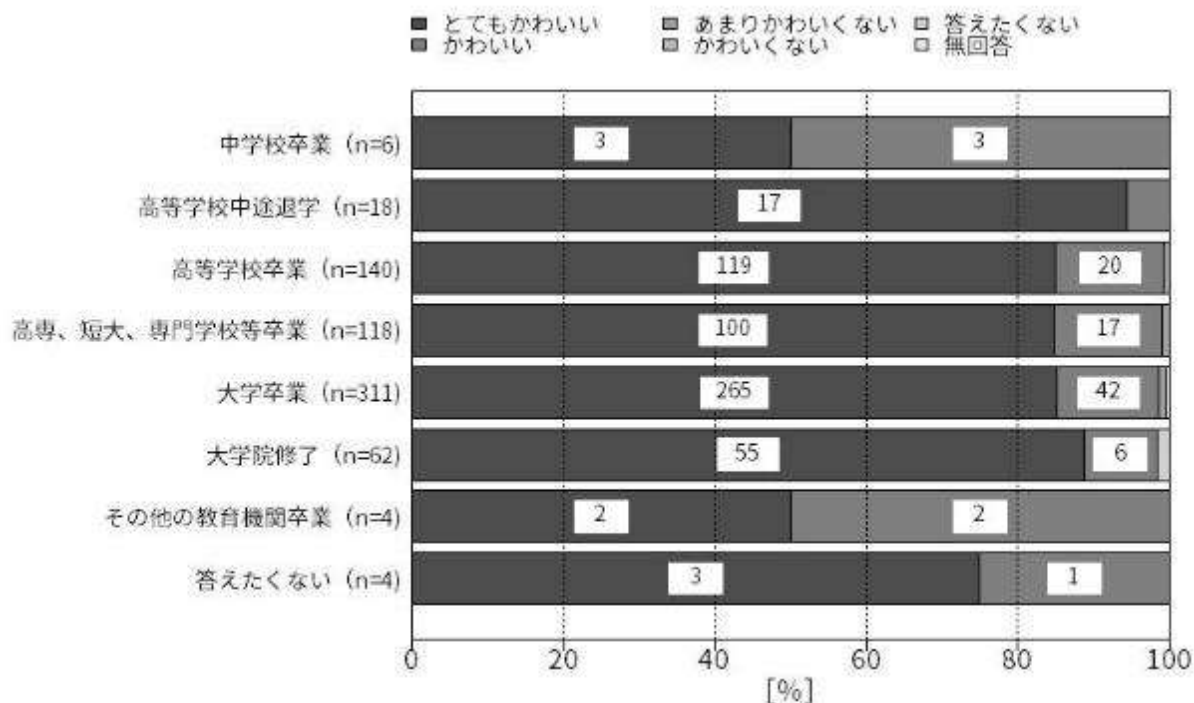
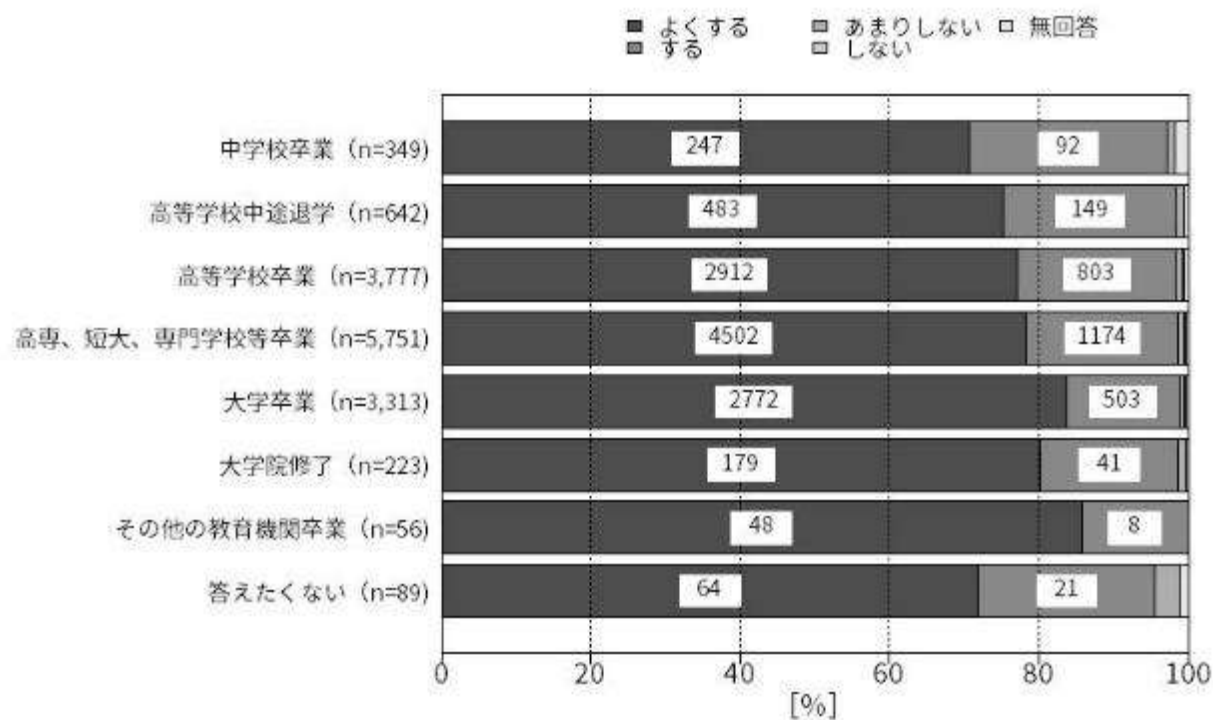


図 166. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか

子どもを「とてもかわいい」と思う割合は中学校卒業群では 50.0%であった。

母親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話（問 7×問 31-2）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

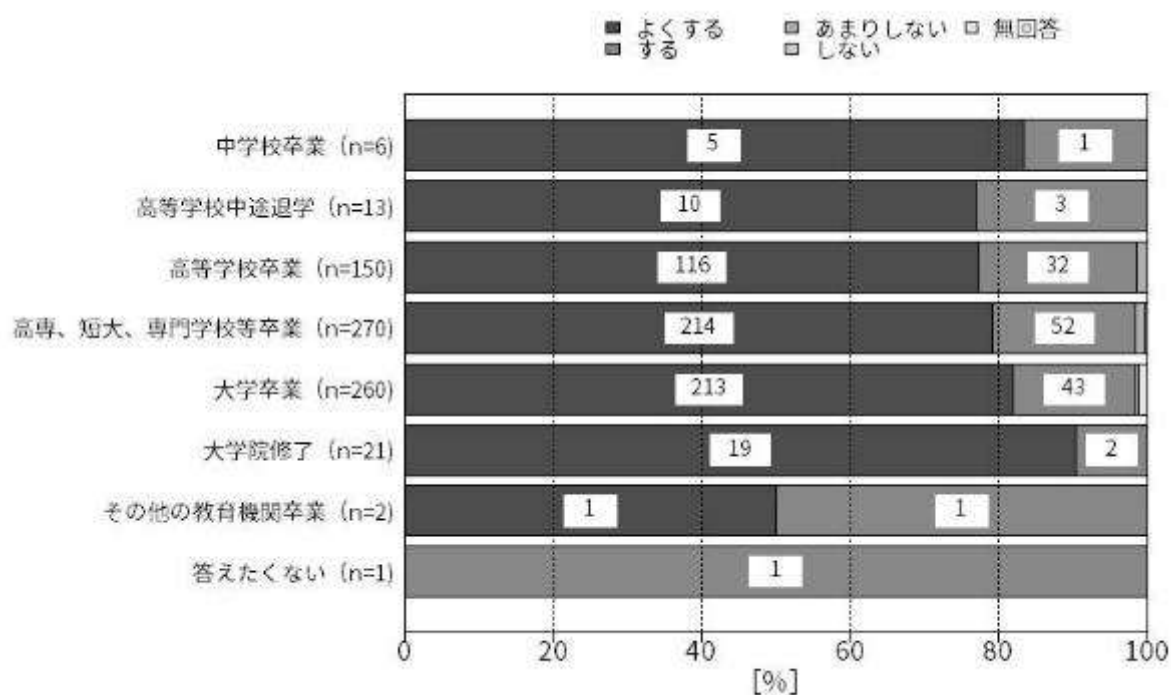
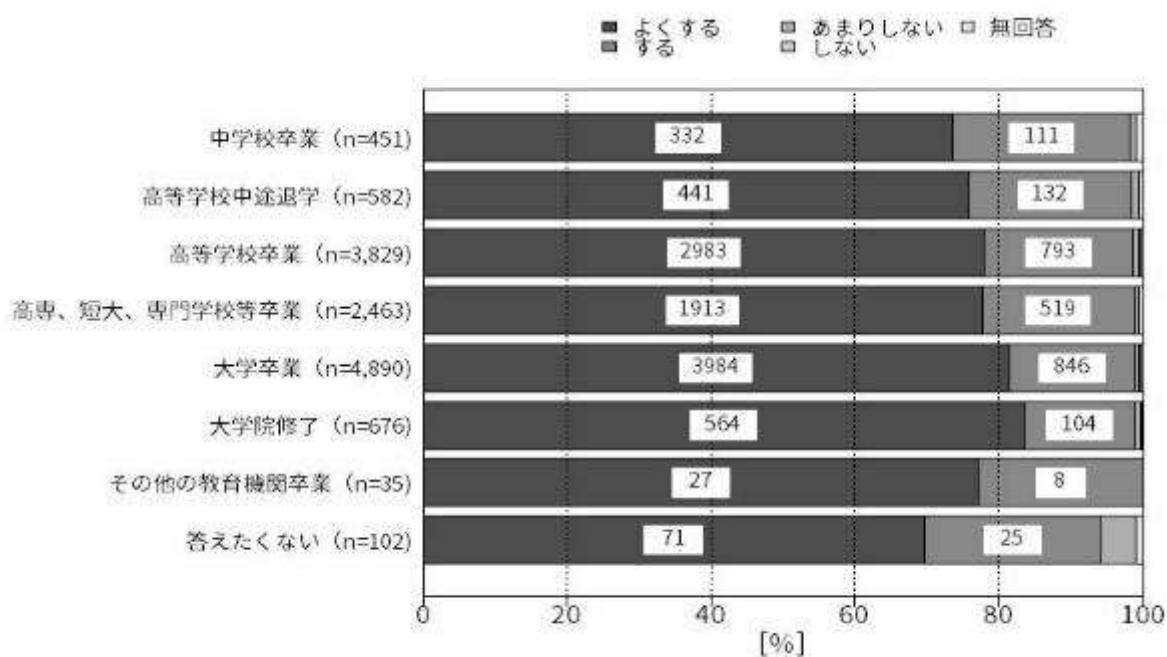


図 167. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話

母親の学歴が高等学校中途退学では、子どもとの会話を「よくする」と回答した割合が低くなる傾向にあった。子どもとの会話を「よくする」と回答した割合は中学校卒業群では 83.3%である。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話（問 7×問 31-2）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

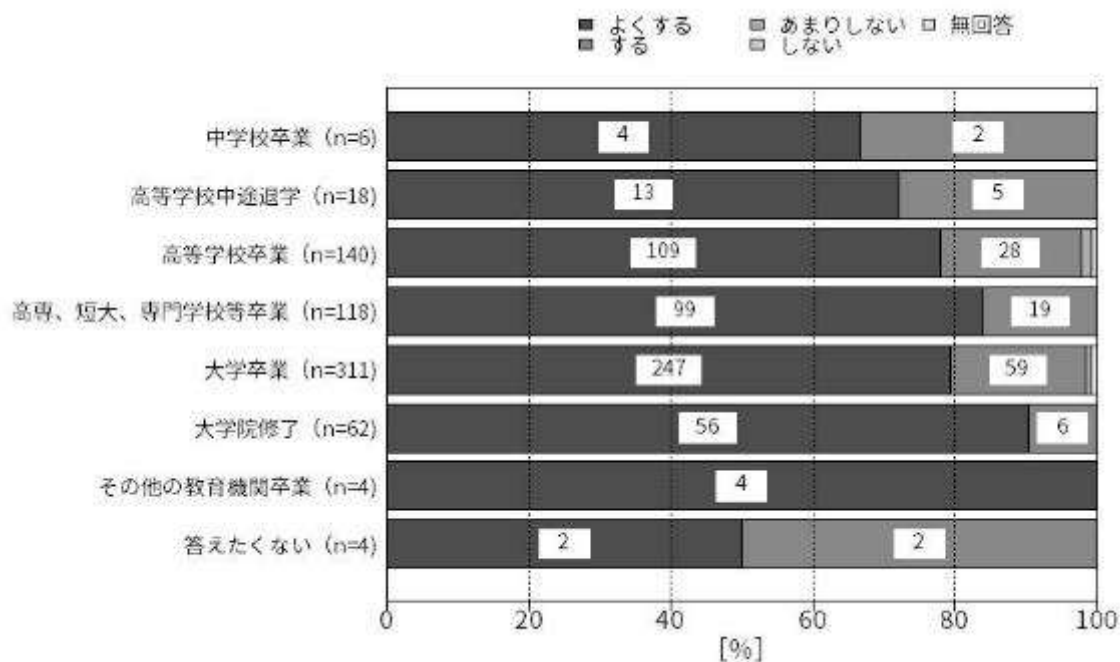
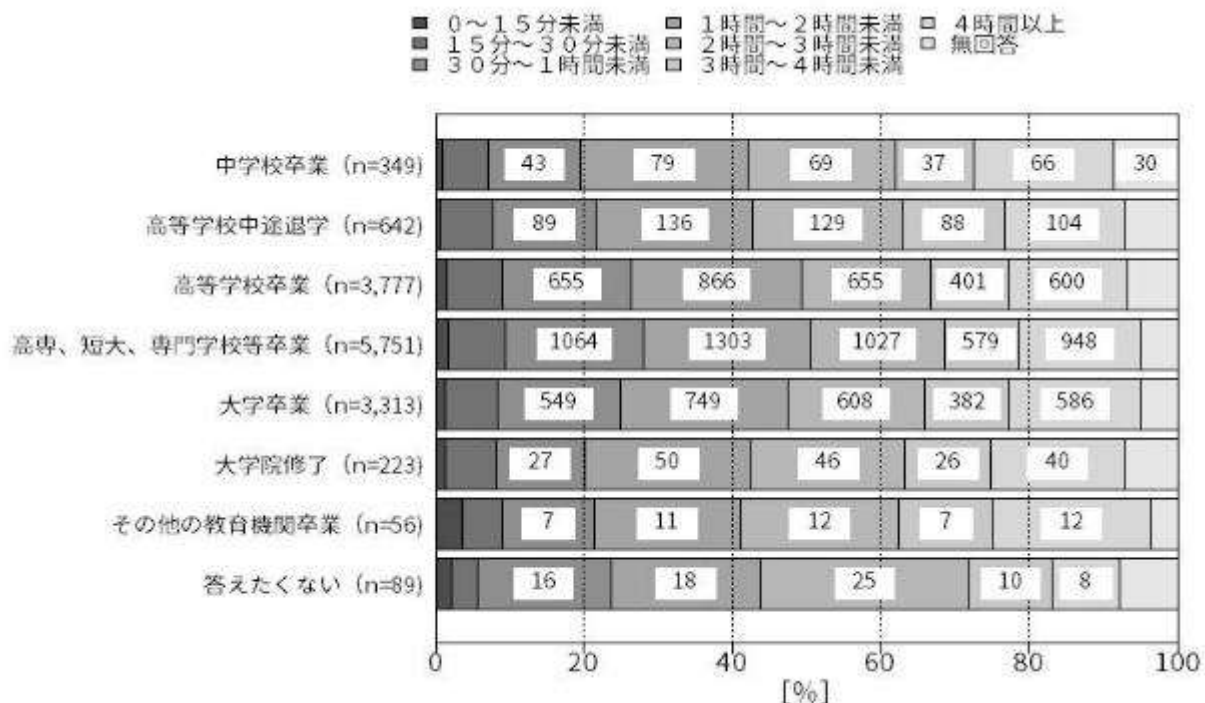


図 168. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話

父親の学歴が中学校卒業・高等学校中途退学では、子どもとの会話を「よくする」と回答した割合が低くなる傾向にあった。子どもとの会話を「よくする」と回答した割合は中学校卒業群では 66.7%であった。

母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）
（問 7×問 31-3-平日）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

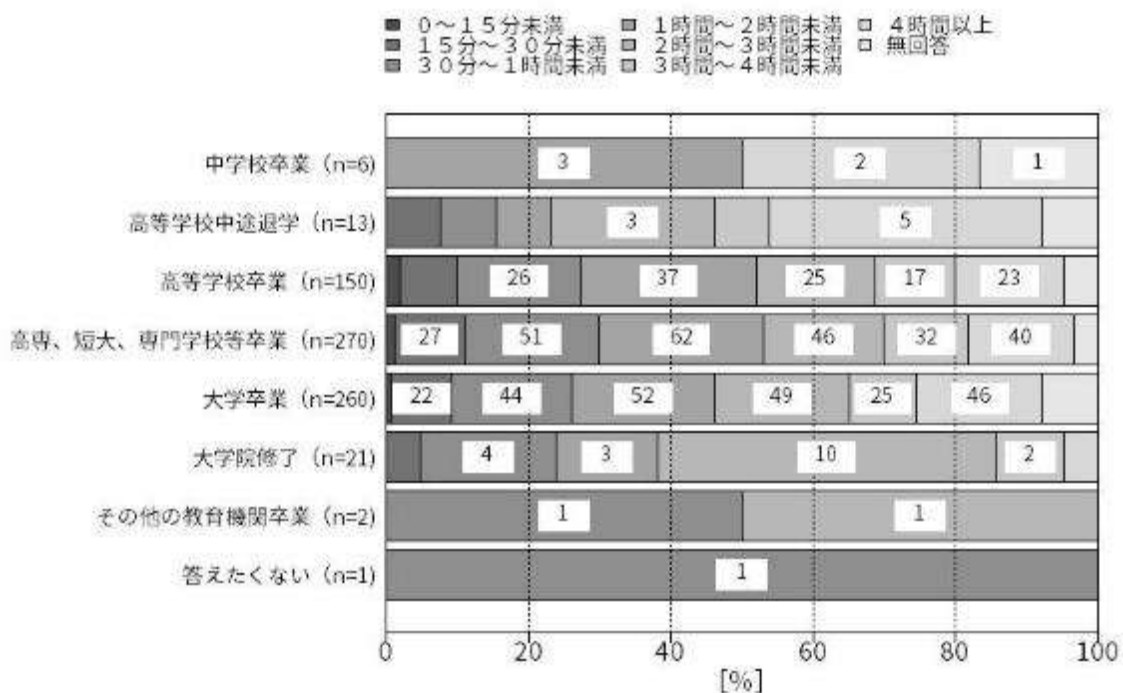
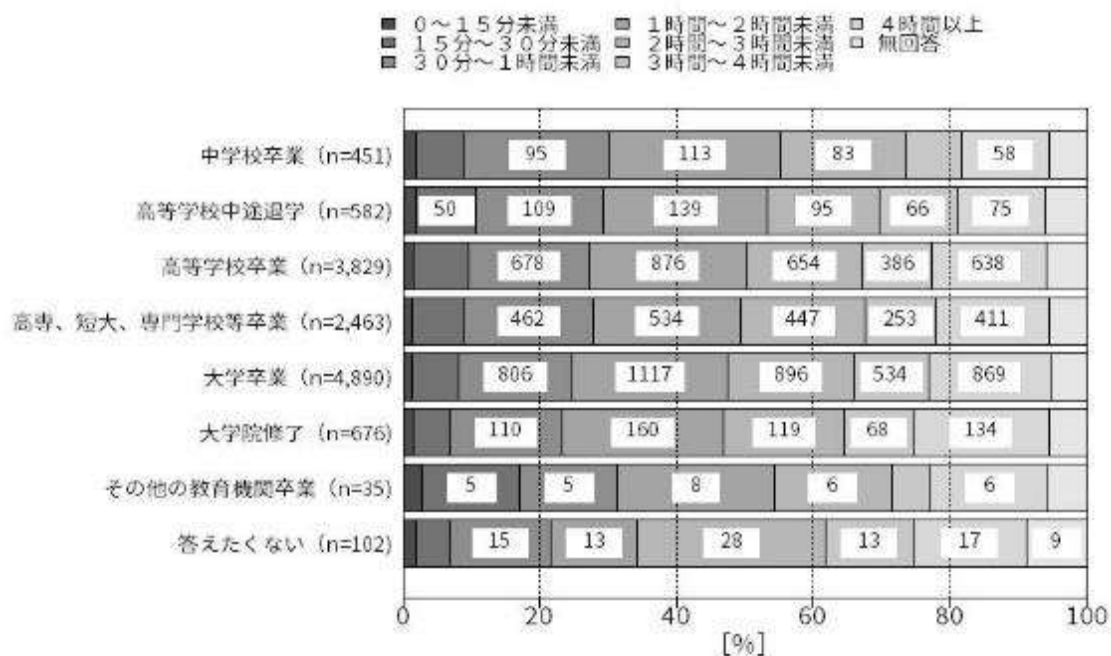


図 169. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）

母親の学歴と子どもと平日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）
（問 7×問 31-3-平日）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

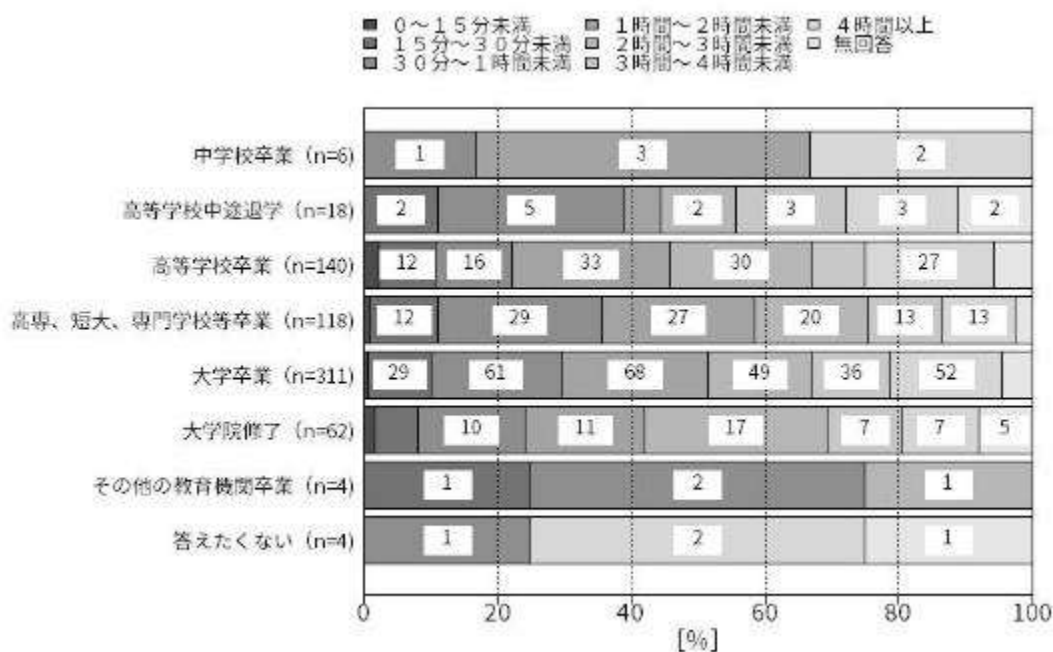
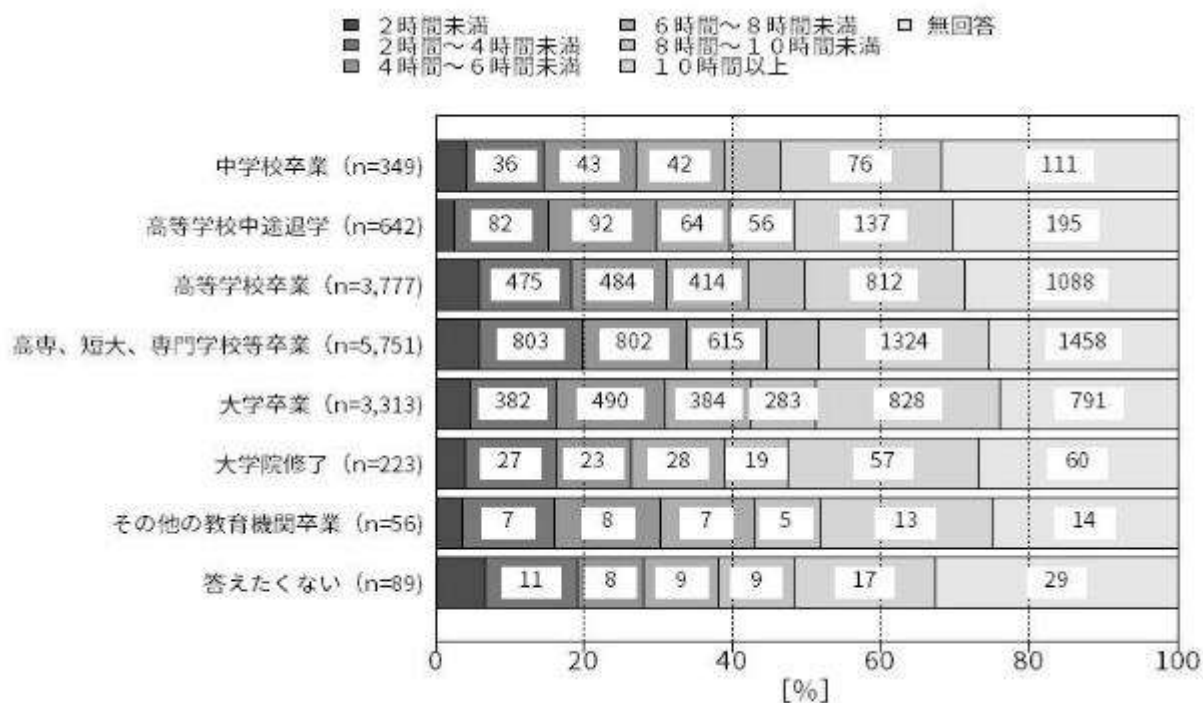


図 170. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）

父親の学歴と子どもと平日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）
（問 7×問 31-3-休日）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

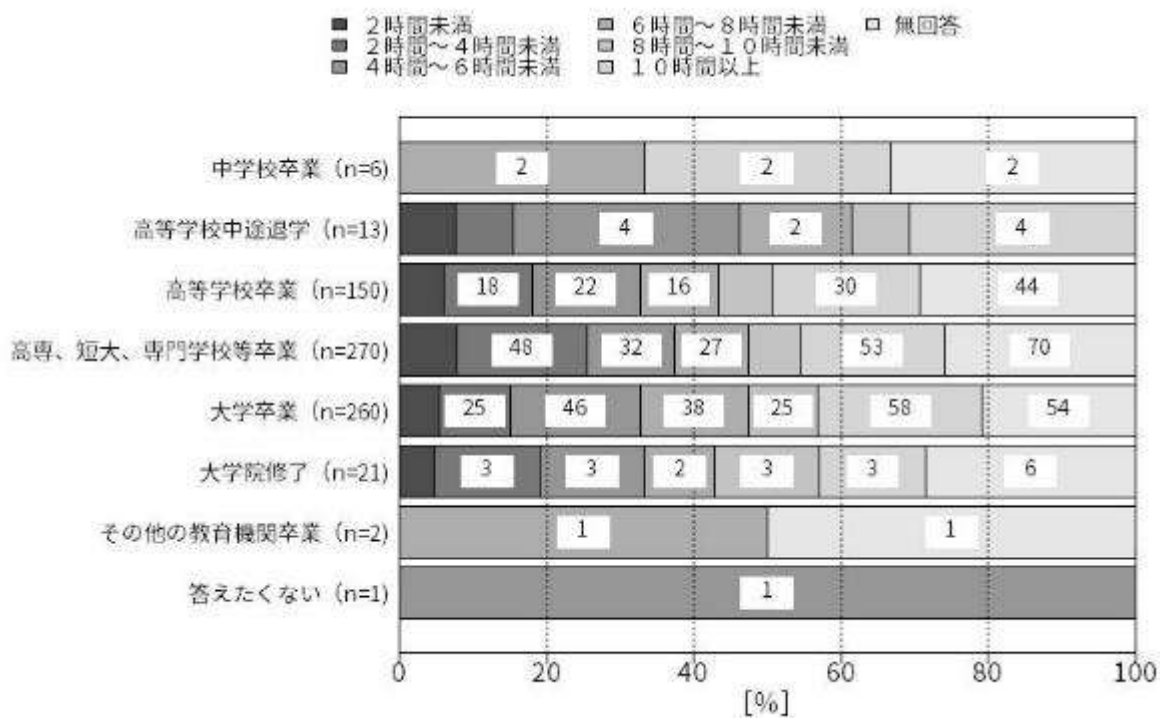
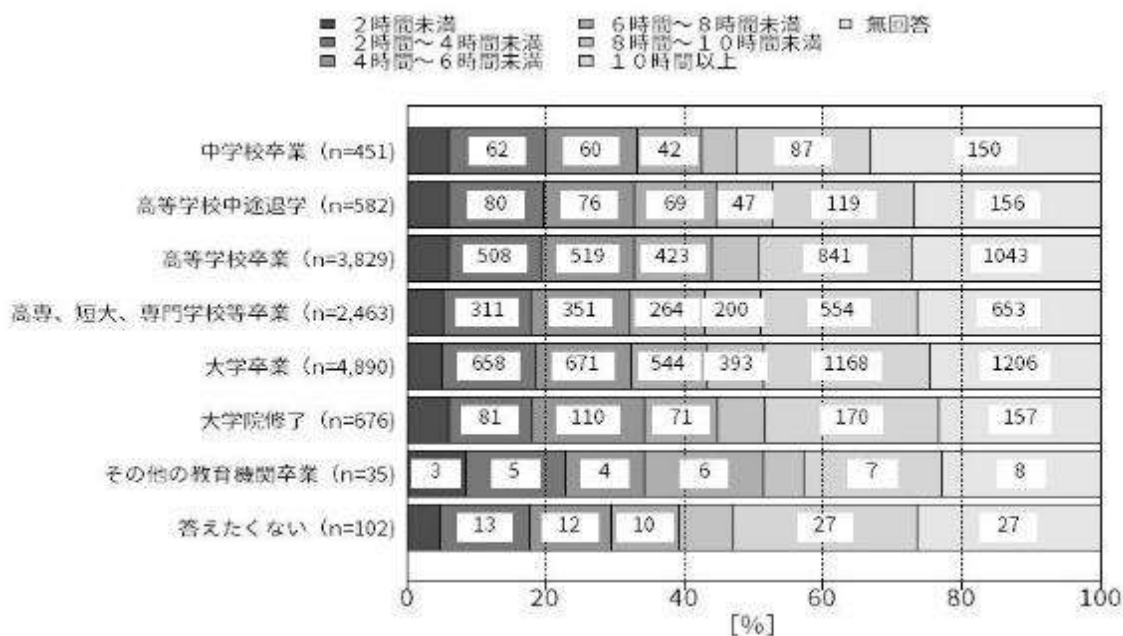


図 171. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）

母親の学歴と子どもと休日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）
（問 7×問 31-3-休日）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

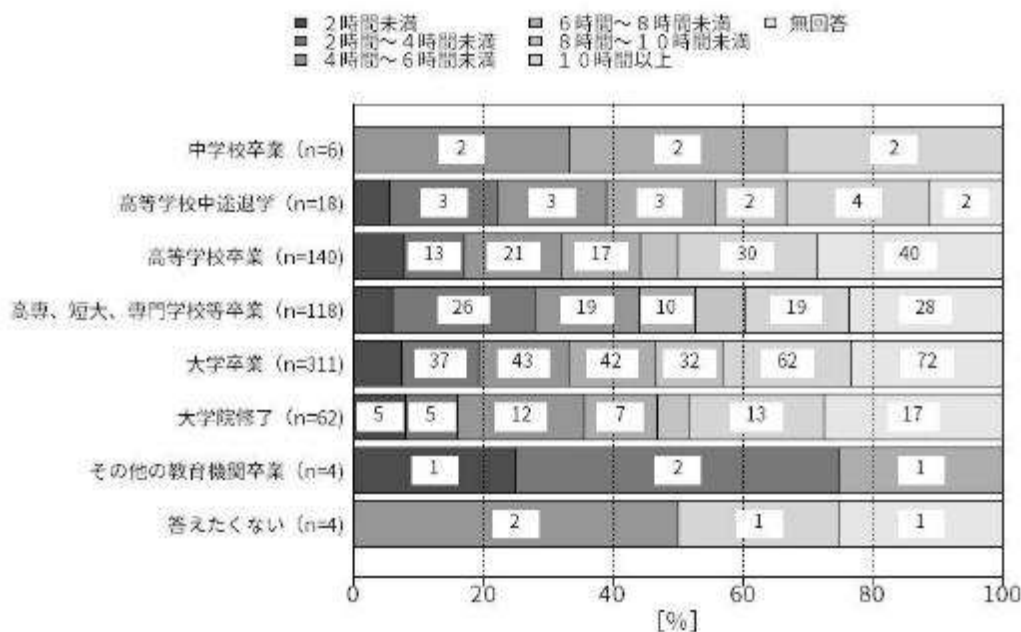


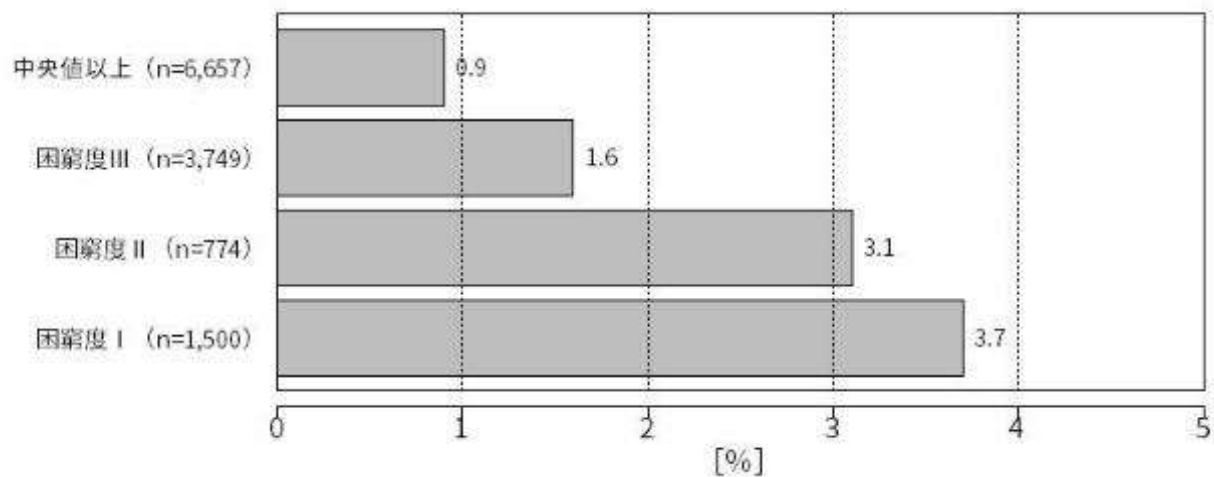
図 172. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）

父親の学歴と子どもと休日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

3-5. 対人関係

困窮度別に見た、相談相手のいない割合（問 35）

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

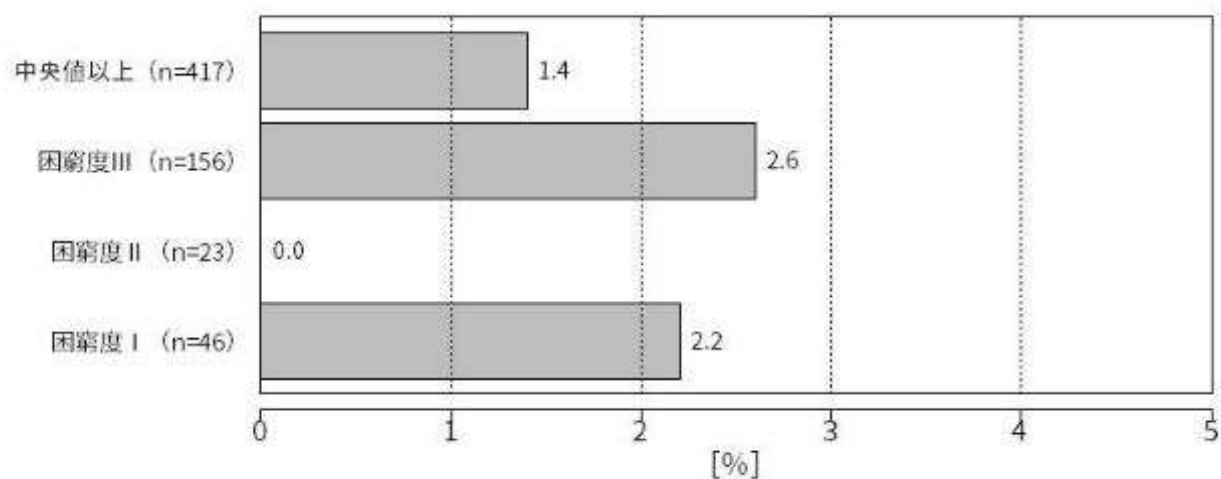
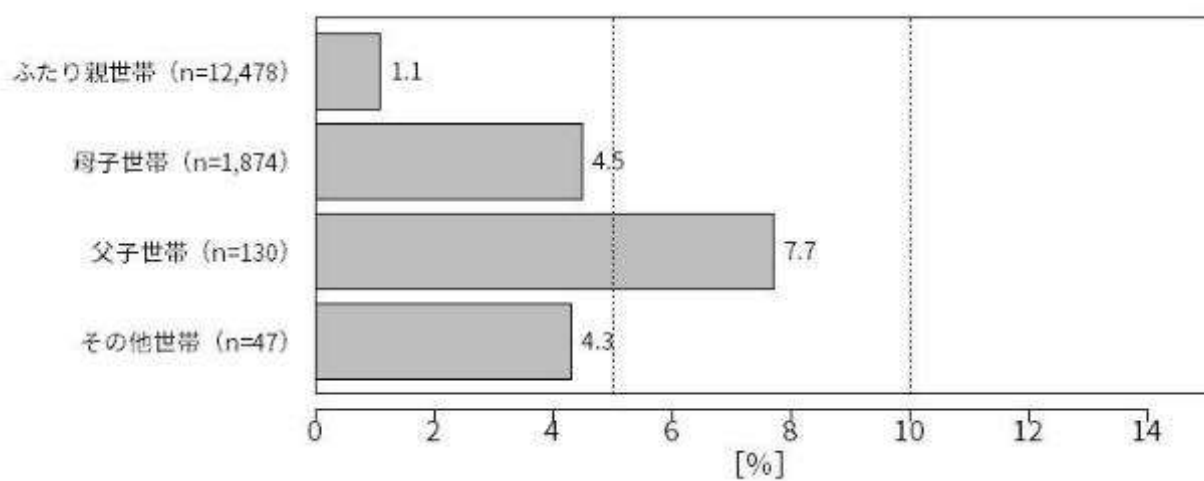


図 173. 困窮度別に見た、相談相手のいない割合

困窮度Ⅰで「相談できる相手がいない」と回答した割合が2.2%であった。

世帯構成別に見た、相談相手のいない割合（問1×問35）

<大阪市24区>



<大阪市阿倍野区>

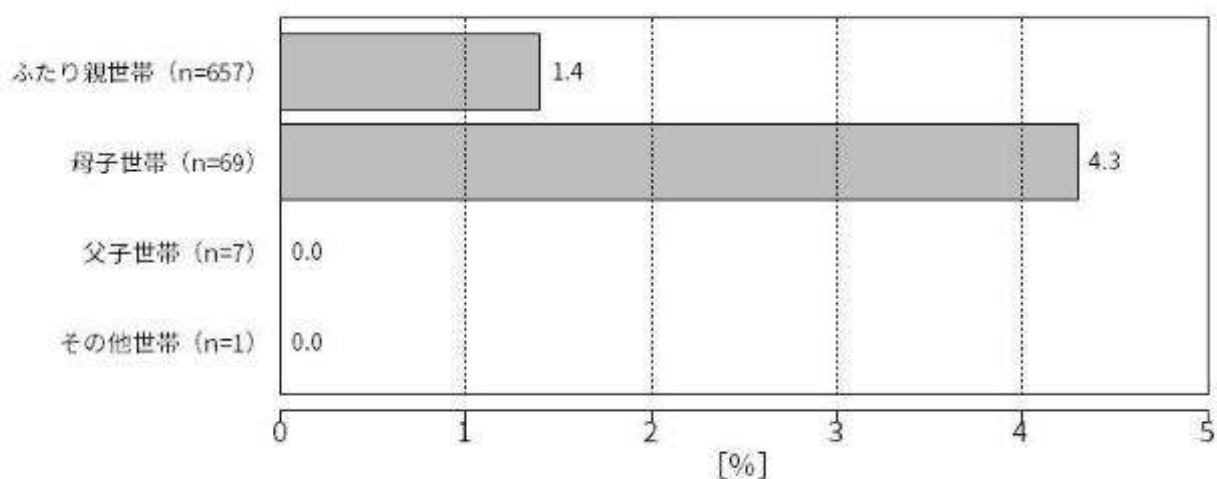


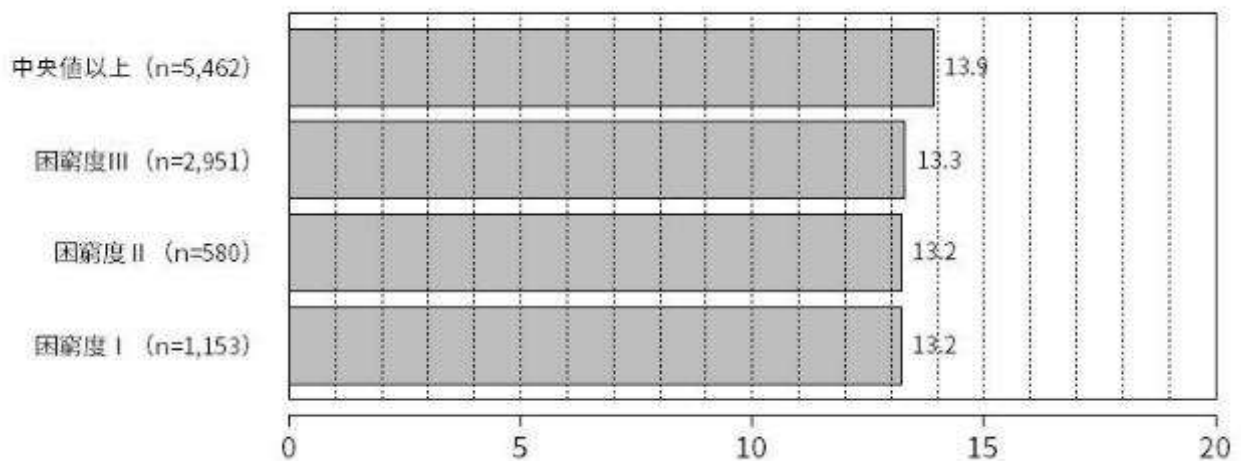
図 174. 世帯構成別に見た、相談相手のいない割合

母子世帯では、ふたり親世帯と比べて「相談できる相手がいない」と回答した割合が高くなる傾向にあった。「相談できる相手がいない」と回答した割合は、母子世帯では4.3%だった。

困窮度別に見た、セルフ・エフィカシーの合計得点平均（問 40）

※成田・下仲・中里他（1995）の特性的自己効力感尺度より「自分が立てた目標や計画はうまくできる自信がある」、「はじめはうまくいかない事でも、できるまでやり続ける」、「人の集まりの中では、うまくふるまえない」、「私は自分から友達を作るのがうまい」、「人生で起きる問題の多くは自分では解決できない」の5項目を抽出して使用した。それぞれの項目について、「そう思う」～「思わない」までの4段階で評価させ、5項目の合計得点を大人のセルフ・エフィカシー得点とした。得点が高いほど、自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高いことを表す。

<大阪市 24 区>



<大阪市阿倍野区>

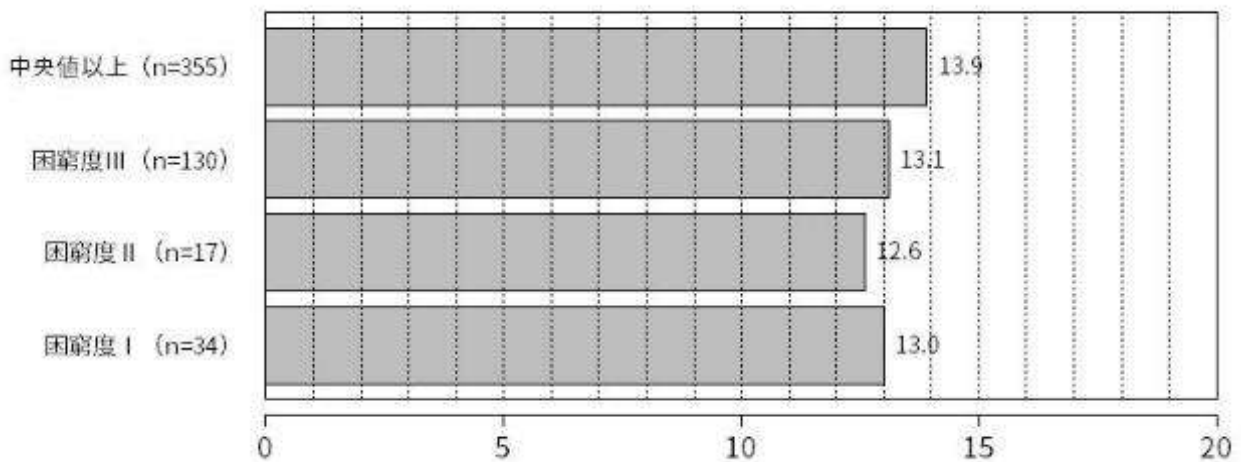


図 175. 困窮度別に見た、セルフ・エフィカシーの合計得点平均

困窮度Ⅰ群ではセルフ・エフィカシー得点は13.0点であった。

Ⅲ. 課題と方向性

本調査は、調査票の配布と回収状況は学校の協力も得て、回収率が非常に高いものになった。さらに、本区の調査のみならず大阪市は大阪府や複数の府内自治体が共同実施して把握したことによって、回答者数の多さ、および大阪府全域の実態把握という点において意義がある。結果は、すべて傾向としては同様のものであり、大きく子どもの生活実態をとらえる有意義な調査となった。その上で、本報告書では、大阪市と本区について、ともに掲載している。

本調査は、子どもの貧困対策の前提となる実態把握に位置付けられる。まず、新たに子どもの権利に関する条約の精神が明記された、2016年の児童福祉法一部改正による理念と養育責任、子どもの貧困対策の推進に関する法律の条文を前提として確認する。

児童福祉法の抜粋

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の抜粋

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（略）

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

本調査では、子どもの生活実態を把握する際に、大きく2つのことを意識して分析を行った。第一に、調査対象者を OECD の定める等価可処分所得の中央値の 50%基準を単一の「ものさし」とし、そのみで線引きをすることを避けることとした。国が定める相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の 50%未満の割合）は、国際比較のため OECD 等で用いられてはいるが、EU（ヨーロッパ連合）など 60%基準を用いる国もあることから、複数の「ものさし」を用いることとした。最終的に、困窮度を4区分し、分析を行った。そのことによって、例えば、国が定める貧困線（中央値の 50%未満）には含まれないものの、経済的理由によってさまざまな生きづらさを抱える子どもと保護者の生活実態を明らかにできたと考えている。第二に、等価可処分所得の算出の際に、国の基準の金額をそのまま大阪府内の自治体に当てはめるのではなく、調査対象者の回答から自治体ごとの等価可処分所得を算出したことである。相対的貧困の考え方は、「その地域で標準的に行われていることが欠けている状態」を指すことから、国の基

準を当てはめるのではなく、その自治体ごとの「ものさし」を用いて困窮度を算出することとした。

大阪市は、中央値が 238 万円、国の定める基準で行くと相対的貧困率は 15.2%（大阪府内全自治体：274 万円、14.9%）であった。中央値の「50%未満」を困窮度Ⅰ、「50～60%未満」を困窮度Ⅱ、「60%～中央値未満」を困窮度Ⅲ、「中央値以上」、の 4 つに区分した。以下、貧困を経済的資本、人的資本（ヒューマン・キャピタル）、社会的資本（ソーシャル・キャピタル）の 3 つの欠如でとらえる立場に立って、本区の調査結果を検討する。

1) 経済的資本の欠如

まず、経済的資本に着目し、物的資源や生活に必要な資源（現金やサービス、住宅、医療などを含む）が充足されているかどうかに関心をあてた。

困窮度が深刻化すればするほど、生活面での困難は増す傾向が見られた。困窮度Ⅰの群において「電気・ガス・水道などが止められた」世帯は 6.4%、「医療機関を受診できなかった」世帯は 5.6%であった。しかし、中央値以上の群では、0.6%と 0.1%の世帯のみにとどまっており、生活面での格差を確認することができる。そのほかにも、中央値以上の群が 1%未満であるのに対して、困窮度Ⅰの群の割合が高かった項目として、「家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある」、「敷金・保証金などを用意できないので、住み替え・転居を断念した」がともに 11.2%、「電話などの通信料の支払いが滞ったことがある」18.4%、「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」22.4%、「国民年金の支払いが滞ったことがある」26.4%などが挙げられる。

「どれにもあてはまらない」とこの項目で回答は、中央値以上の群では 40.8%であった一方で、困窮度Ⅰの群では 5.6%であった。さらに、こういった経済状況は、親の心理的な面にも影響している。「生活の見通しがたたなくて不安になったことがある」という回答は、中央値以上の群が 5.9%であったのに、困窮度Ⅰの群では 48.0%となっている。

本調査では、雇用形態が、所得階層の分布に反映されていることが示されている。すなわち、中央値以上の群では、正規雇用が 87.7%であったのに対して、困窮度Ⅰの群では 41.2%にとどまり、非正規雇用は 30.6%であった。なお、正規雇用であるにも関わらず、困窮度Ⅰの群になるという点は、いわゆるワーキングプアの問題として注意する必要がある。

また、困窮度が高い群ほど学歴が低い傾向にある。母親の学歴を見ると中央値以上の群では 32.0%が大学卒であるのに対して、困窮度Ⅰの群では 5.6%であった。父親の学歴を見ると、中央値以上の群では 48.8%が大学卒であるのに対して、困窮度Ⅰの群では 14.4%であった。困窮度Ⅰにおいて母親が中卒あるいは高校中退である割合は 6.4%であったのに対して、中央値以上の群では、中卒が 0.1%、高校中退が 1.0%であった。父親の場合は、中央値以上の群で中卒もしくは高校中退である割合は 1.3%であったのに対し、困窮度Ⅰの群ではそれぞれ 3.2%と 2.4%であった。学歴が高い群ほど正規雇用の割合が高くなる傾向もみられた。大学卒の場合、80%以上が正規雇用であった。

世帯構成と就労状況の関係を見ると、ふたり親世帯や父子世帯と比べて、母子世帯では非正規雇用の割合が高く、27.1%となっていた。主たる生計維持者が母親である場合に、困窮度Ⅰの群に該当する世帯は 58.4%であった。正規雇用である世帯の約 40%は、貯蓄ができるのに対し、非正規雇用の群では

その割合は 13.2%にとどまり、47.1%の世帯が赤字であると回答している。

社会保障給付の利用状況について、困窮度Ⅰ群における各制度の利用率を挙げると、児童手当 87.2%（大阪市 93.2%）、就学援助費 64.0%（大阪市 64.4%）、児童扶養手当 70.8%（大阪市 76.2%）、生活保護制度 8.0%（大阪市 9.6%）である。

母親回答者を対象として、10代で初めて親となったと答えた割合は困窮度Ⅰ群では 2.9%（大阪市 7.8%）、困窮度Ⅱ群では 4.5%（大阪市 6.3%）であった。10代群において「中学校卒業」または「高等学校中途退学」と回答した割合が高くなっている。就労状況を見ると、10代群は他の群と比較して「正規群」の割合が低くなっている（大阪市の傾向とは同じ）。また、他の群と比較して、自分の体や気持ちで気になると回答したことの数が多い。

家計について「赤字である」と回答した人の割合を住居別に見ると、府営・市営の住宅（40.0%）、UR 賃貸住宅・公社賃貸住宅（26.3%）、民間の賃貸住宅（33.3%）で高かった。子どものために「貯蓄したいが、できていない」と回答した人の割合を住居別に見ると、府営・市営の住宅（55.0%）、UR 賃貸住宅・公社賃貸住宅（26.3%）、民間の賃貸住宅（52.8%）で高かった。

以上から導き出される政策課題は、経済的に困窮している世帯を確実に各制度につながる仕組みづくりが求められていることである。各制度の利用率を改善するための取り組みを行う必要がある。制度やサービスが利用の拒否や認知度の低さなどから、必要な人に届いていない現状がある。各制度の受給要件はそれぞれ異なるため単純に比較はできないが、特に生活保護世帯の受給率は、他の制度と比較してきわめて低く、捕捉率の改善が求められる。

また、医療費の負担を軽減する施策として、子ども医療費助成制度の拡充や国民健康保険料および利用者負担の減免などの拡充が求められる。また、子育て世帯への家賃負担の軽減など、住宅費の負担を軽減する施策も重要といえる。さらに、困窮度が高い群では、家計が赤字の割合が高い。児童扶養手当や生活保護制度等の経済給付は、国の施策ではあるが、給付水準の引き上げや受給要件の緩和なども必要であり、国に対する地方自治体からの働きかけが求められている。

就労所得を増やすためには、安定した雇用の確保が不可欠であり、子育て世帯の就労について地域の企業等との連携が重要である。雇用については、賃金だけでなく、勤務時間など子育てに配慮した働き方の保障が求められている。

また、住宅の状況と経済的苦しさとの関連が明らかになった。特定の住宅の所有形態が特定の地域に集中することが多いことから、地域ごとの取り組みが求められている。特に、公営住宅が集中する校区では、小学校や子育て広場、保育所、幼稚園などで教育的支援、社会的支援を重点的に実施することなどが必要である。

本調査では、若年で出産した親やひとり親世帯など優先して支援すべきグループが明確になった。経済的支援策と同時に学び直しや資格取得等の就労支援策を一体的に実施することが求められている。また、ひとり親世帯については、養育費の確保のための取り組みをそれぞれの家庭の実情に合わせて進めていくことが必要である。経済給付は、世帯それぞれを対象にしており個別支援になりがちであるが、とりわけ困窮度が高い地域においては、地域を支援の単位として設定し、後述するような孤立する保護者同士をつなげる支援や子どもの養育や関心を高める支援と連動させて行うことを検討する必要性が

示されている。

2) ヒューマン・キャピタルの欠如

世帯の経済状況は、子どもの生活にも影響を与えていることが確認できる。たとえば、困窮度Ⅰの群では、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」という回答が1.6%であったのに対して、中央値以上ではそのような経験があると回答する世帯は0.1%にとどまった。同様に、「子どもの進路を変更した」世帯は、困窮度Ⅰの群で6.4%であったのに対し、中央値以上の群では、1.3%であった。他にも、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」世帯は、中央値以上の群では2.0%であったのに対し、困窮度Ⅰの群では23.2%であった。子どもを取り巻く状況の格差が示されていると言える。

調査では、世帯所得の差が学習面での機会の差となって現れることが示されている。「子どもを習い事に通わすことができなかった」が、中央値以上の群で3.6%に対して困窮度Ⅰの群では28.0%、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が中央値以上の群で3.0%に対して、困窮度Ⅰの群では25.6%と、顕著な差が見られている。学習機会の格差は、子どもの将来に影響を与えることが予想される。このほか、学校外での子どもの多様な「体験」の有無も、子どものヒューマン・キャピタルの形成に影響を与えることが予想されるが、調査結果では、所得階群によって体験に格差があることが示された。たとえば、「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」という回答は、中央値以上の群で8.1%に対して、困窮度Ⅰの群では40.0%であった。その一方、「どれにも当てはまらない」が、中央値以上の群では68.6%に達している。子どもに対して困難なく資源や機会が提供できている世帯も多数いるという点にも留意する必要があるだろう。

困窮度が高まるにつれ、おうちの大人の人と一緒に朝食を取る頻度が下がり、困窮度Ⅰ群では、「まったくない」「ほとんどない」合わせると36.2%(大阪市全体:35.3%)が朝食を一緒にとっていない。これは中央値以上群と10ポイント程度の差がある。同様に、おうちの大人に宿題をみてもらう頻度、大人と文化活動をする頻度も困窮度が高まるにつれ下がっている。困窮度Ⅰ群において、宿題を見てもらわない子どもは69.3%(大阪市全体63.2%)、文化活動を行わない子どもは75.0%(大阪市全体:78.1%)を占めた。

困窮度別に朝食の頻度を見ると、困窮度が高くなるにつれ、「毎日またはほとんど毎日」朝食を食べる割合が低くなっている。困窮度Ⅰ群では、週に1度も朝食を「食べない」と回答した割合が3.2%となっている(大阪市全体3.6%)

朝食の頻度別に保護者と子どもの関わり(子どもと会話)を見ると、「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていると回答した人では、子どもと「よく会話をする」との回答が66.7%であり、「週5回以下」では、「よく会話をする」と回答した人は52.5%と、「毎日またはほとんど毎日」の人のほうが「よく会話をする」の割合が高くなっている。

朝食の頻度別に子どもの自己効力感(セルフ・エフィカシー)の得点を見ると、「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていると回答した人では、18.9点(大阪市18.7点)、「週5回以下」では、17.2点(大阪市17.2点)と、「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていると回答した人のほうが「週5回以下」

の人よりも子どもの自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高い結果となった。困窮度別に入浴頻度（5歳児）を見ると、困窮度が高まるにつれ、「毎日またはほとんど毎日」と回答する割合が低くなるものの、「週に1回程度」以下の回答は見られなかった。

心身の自覚症状（子ども）について、困窮度Ⅰ群の数値を多い順に挙げると、「やる気が起きない」36.3%（大阪市27.2%）、「不安な気持ちになる」25.8%（大阪市19.7%）、「イライラする」22.6%（大阪市27.6%）など、心理的・精神的症状を示す項目での割合が高い結果となっている。これらの心身の症状が学習状況に影響を与えていると推測される。心身の自覚症状（保護者）を見ると、多くの項目において、困窮度が高まるにつれ、自分の体や気持ちで気になることのそれぞれの項目が高くなっている。特に困窮度Ⅰ群の数値を多い順に挙げると、「よく肩がこる」48.8%（大阪市47.1%）、「よく腰がいたくなる」39.2%（大阪市36.4%）、「イライラする」35.2%（大阪市42.5%）となっている。生活を楽しんでいるか、将来への希望、ストレスを発散できるものがあるか、幸福度、を困窮度別に見ると、中央値以上群に対して、それ以外の群では、肯定的な回答の割合が低くなる傾向が見られた。困窮度別に不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことを見ると、困窮度による大きな差は見られないものの、中央値以上群では、「よくある」が7.8%であったのに対し、困窮度Ⅰ群では10.4%と困窮度Ⅰ群の割合が高くなった。困窮度別に保護者の定期的な健康診断の受診を見ると、「受診あり」の回答の割合は中央値以上群が高く、困窮度Ⅰ群（45.6%、大阪市39.5%）が低くなっている。

授業以外の勉強時間について、困窮度が高まるにつれ、30分以内しか勉強しない子どもの割合が増える。「まったくしない」または「30分より少ない」時間しかない人は、中央値以上群で16.8%（大阪市全体：21.0%）であるのに対して、困窮度Ⅰ群では35.5%（大阪市全体：33.2%）を占める。また、学習理解度が困窮度の高さで下がっていることも見られ、困窮度Ⅰ群では、「ほとんどわからない」「あまりわからない」人が23.4%（大阪市全体：23.4%）になる。勉強時間の短さが学習理解度に影響している可能性が伺える。

同じ時刻に起床しない、朝食を毎日とらないなど生活習慣が確立していない子どものほうが勉強や読書を「まったくしない」傾向がある。これらの生活習慣は、困窮度が高くなると確立していない傾向がみられた。

困窮度別に学校への遅刻を見ると、困窮度が高まるにつれ、週に1回以上遅刻をする子どもの割合が増え、困窮度Ⅰ群では、16.9%（大阪市全体：18.4%）である。このように週に1回以上遅刻をする子どもは、おうちの大人と一緒に夕食を食べたり、外出したりすることについて「ほとんどない」「まったく」と回答する割合がそれぞれ8.2%、11.8%であったことが確認された。これらは遅刻をしない子どもよりも高い割合である。同様に、週に1回以上遅刻をする子どもは学校や勉強のことで悩んでいるということも見られた。

また、本調査では、困窮度の高い世帯の子どもが学歴の低い進学先を希望する傾向があることが確認されている。子ども自身の進学希望として「中学」または「高校」と回答した割合は、中央値以上群では8.6%（大阪市全体：11.8%）であるのに対して、困窮度Ⅲ群、困窮度Ⅱ群、困窮度Ⅰ群ではそれぞれ9.7%、13.0%、16.1%（大阪市全体：19.2%、20.6%、25.4%）であった。

生活保護世帯について、受けていない世帯と比較すると次の違いが見られた。生活を「楽しんでいない」、将来に対して「希望が持てない」、ストレスを発散できるものが「ない」、「幸せだと思わない」、「相談できる相手がいない」、おうちの大人の人と一緒に夕食を食べ

ることが「まったくない」、おうちの大人の人に宿題（勉強）をみてもらうことが「まったくない」、おうちの大人の人と文化活動をするのが「まったくない」おうちの大人の人と一緒に外出することが「まったくない」、授業時間以外に勉強を「まったくしない」、「学習塾等、習い事はしていない」、学校の勉強を「ほとんどわからない」などの回答が高い傾向が見られた。子どもの自己効力感（セルフ・エフィカシー）の平均点は生活保護世帯では 17.4 点（大阪市 17.7 点）、生活保護を受けたことがない世帯では 18.8 点（大阪市 18.5 点）であった。生活保護世帯では、希望する進学先を「大学・短期大学」と回答した子どもが 23.1%に対し、生活保護を受けたことがない世帯では 43.9%であった。

以上の調査結果を参考に政策課題を挙げる。困窮度によって、まず、食生活等、基本的な生活習慣に対するケアを必要とする子どもが一定数いることが確認された。学習の理解や勉強時間など、困窮度による学習面での格差が見られた。また、困窮度は、子どもの心身の状況、および保護者の心身の状況にも影響を与えており、医療的ケアの必要性も示された。学校内だけではなく、学校外での塾や習い事、文化活動など、大人と関わるさまざまな社会活動を体験する「機会」の格差を縮小する施策が求められている。これらのさまざまな機会を提供する「居場所づくり」の必要性を根拠付けるデータが得られたといえる。

3) ソーシャル・キャピタルの欠如

子ども・保護者の社会的な対人関係について、困窮度や世帯構成などの視点から結果を述べる。

子どもが放課後一緒に過ごす相手について、困窮度Ⅰ群において数値の高い項目を見ると、「おうちの大人の人（お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん・親戚など）」は、中央値以上群では 62.5%（大阪市全体：59.1%）であるのに対して、困窮度Ⅰ群では 55.6%（大阪市全体：51.8%）と低くなっていた。また、「ひとりである」と回答した割合は困窮度Ⅱ群において 23.4%（大阪市全体：19.9%）と高かった。大阪市全体と同様に、困窮度の高い世帯では、子どもは、保護者と過ごして楽しいと思える機会や保護者に対して悩みを相談する機会を十分に持てていない可能性が懸念される。

また、嫌なことや悩んでいることについて、困窮度別に高い項目を見ると、困窮度Ⅰ群では「おうちのこと」11.3%（大阪市全体：10.1%）、「クラブ活動のこと」17.7%（大阪市全体：10.6%）、「自分のこと（外見や体型など）」18.5%（大阪市全体：19.4%）が高かった。

本調査では、子どもが放課後過ごす場所として、中央値以上群では「塾」が 35.8%（大阪市全体：30.8%）、「習いごと」が 37.2%（大阪市全体：36.4%）であるのに対して、困窮度Ⅰ群ではそれぞれ 25.0%（大阪市全体：17.5%）、19.4%（大阪市全体：22.0%）であった。そのため、放課後一緒に過ごす相手も「おうちの人以外の大人（近所の大人、塾や習いごとの先生など）」や「学校以外のともだち（地域のスポーツクラブ、近所のともだちなど）」は、中央値以上群ではそれぞれ 23.1%、10.7%（大阪市全体：21.7%、

10.2%)であるのに対して、困窮度Ⅰ群では16.9%、7.3%(大阪市全体:12.8%、7.1%)と低くなっている。大阪市全体と同様に、子どもが塾や習い事に通うことを促す対策は、ただ学習理解や専門技能の獲得を促しているだけではなく、子どもの交友関係の拡大を促している可能性が考えられる。

本区の特徴として、困窮度Ⅰ群では放課後に「学校(クラブ活動など)」で過ごす子どもが46.0%(大阪市全体:39.6%)と多かった。そのため、放課後に一緒に過ごす相手もクラブ活動の仲間が45.2%(大阪市全体:35.8%)と多い。

保護者が地域社会に相談相手がいない場合、おうちの手伝いをするのが「ほとんどない」または「まったくない」子どもは24.7%(大阪市全体:23.5%)であり、おうちの大人の人に宿題(勉強)をみてもらうことが「まったくない」子どもは33.4%(大阪市全体:32.9%)、おうちの大人の人と学校のできごとについて話すことが「まったくない」子どもは5.6%(大阪市全体:6.1%)と高くなっていた。地域社会に相談相手がいる保護者は子どもとの関係について相談できる機会を多く持つため、子どもと良好な関係を築きやすいのかもしれない。地域でのコミュニティの形成を促したり、地域の相談員などの配置を促したりといった対策をすることで、親子間での良い関係が促され、子どもの日々の楽しさや悩みの解決を促す可能性が考えられる。

以上、保護者の生活環境の違いから、子どもの日常生活の違いや対人関係の違いが生じてしまうことから、早期に保護者の生活が豊かになるよう、すべての子育て家庭への支援(例えば親支援の導入、家庭教育支援の導入)や必要な家庭に早期段階からサービスが届くよう、機関と機関、制度、サービスがつながる仕組み作りが必要であることが示唆されたといえる。

4) 政策的課題のまとめ

以上、経済的資本、ヒューマン・キャピタル、ソーシャル・キャピタルの3つの領域ごとに本市の特徴と政策的課題を述べてきた。3つの領域は、それぞれ独立する項目ではなく、互いに関連し、影響を及ぼしあい、重複しているともいえる。改めてそれらをまとめて政策課題を述べる。

重要なのは、経済的支援策と学習支援や子ども食堂など子どもの「居場所」支援を車の両輪として同時に進めることである。子どもの貧困は、「見えない貧困」とも表現されるが、経済的理由によるさまざまな経験の調査結果によれば、家賃滞納、国保の滞納や税の滞納など、さまざまな生活困窮のサインは、子どもあるいは保護者から出されているといえる。それら生活困窮のサインを見逃さずに、子どもの支援策に確実につなげる仕組みが必要である。地域において、各関係機関、NPO等が子どもと保護者に関わるなかで気づいた生活困窮のサインを情報共有し、支援につなげていくことが求められている。

以下、包括的に5点にまとめて提案する。生活基盤となる経済的支援、家庭教育支援、その上で多様な社会経験と学習支援、これら3点をつなぐ仕組みが必須である。

- ① 生活基盤づくり:所得保障制度の充実や雇用環境の改善が求められる。これらは、国に対する要望、また企業への意識の醸成なども検討すべきである。生活保護受給者やひとり親等を雇用した場合のトライアル雇用奨励金の積極的活用や自治体のホームページに優良企業として掲載するなどインセンティブを設けて、企業と協働で作り上げていくことが求められる。また、正規雇用でありながら

困窮度Ⅰ群に含まれるものも明らかになり、最低賃金の引き上げや企業への指導の徹底なども国への要望として挙げられる。

以下の③とも関連するが、今回の調査において、困窮度Ⅰ群でありながら、制度やサービスを利用できていない家庭が存在することが明らかになった。制度利用に伴う抵抗を軽減する努力と制度の周知徹底が必要である。生活基盤に欠かせない現金給付の改善、新たな制度の創出（たとえば、子育て世帯に対する住宅手当等）など、国に要望するとともに、自治体レベルで実施可能なこともあわせて検討すべきである。医療費負担軽減策としての現物給付は、さらなる検討を進めることを期待したい。また、海外の取り組み事例などを参考にした養育費確保の取り組みなど、それらを根拠づける条例等の策定も求められる。

- ② 家庭基盤づくり：学習支援のみならず、基盤となる家庭教育支援は必須である。すべての家庭において、冒頭に掲載した法律にあるように、経済的状況に左右されることなく、子どもの最善の利益に基づいてケアされる家庭環境を作ること、自治体として総力をあげて取り組む必要がある。乳児の全戸訪問から、家庭教育支援（国の補助事業）として義務教育年齢まで継続することも求められる。入学時、進路選択時などの機会をとらえてすべての家庭に子どもの成長と発達に必要なことを伝える機会を作ること、学校において家庭教育支援講座や保護者が気軽に立ち寄れる居場所を作る（他地域でコミュニティ・スクールとして実施あり）など、当たり前の家庭生活を送れる環境を社会的責任として創出する必要がある。ユニバーサル型として、予防も含めてすべての家庭に必要な一般施策と個別のニーズを有する層を対象にした施策の両面が必要である。
- ③ 制度やサービスを確実に届けるための仕組み作り：乳幼児の健診のように全数把握できている部署との連携、協働が必須である。また、就学後に、全数把握を可能にする一つの選択肢は、学校である。学校において、校内の専門職が入った形で経済的リスクの早期把握も含めたスクリーニング会議の創設（文科省 2017）、関係機関と学校、地域との連絡会の創設が必要である。実施の有無によって子どもの将来に格差が生じないように、必須設置にする必要がある。スクリーニングで支援の必要な家庭が把握され、支援につなぐ場合に、様々な工夫が必要である。公的機関（学校含む）への抵抗感がある場合も少なくない。その際、地域で活動している人材（家庭教育支援による地域人材含む）や同じ子育てをしているグループなど、地域性や当事者性を尊重にした支援展開を検討することも考えられよう。例えば、親支援として、若年出産の課題をあげたように、出産と同時に親支援プログラムの実施、親同士のつながりづくりなども必要である。自治体として、子どもも保護者も制度やサービスを受けることが当たり前の権利であり特別でないことを示すことが重要である。
- ④ 文化活動、読書、異なる世代の人との交流など様々な要素を含んだ居場所の創設：今回の調査において所得によって子どもの放課後の生活環境に差がみられた。経済的基盤によって差が生じることなく、子どもが多様な体験ができ、その生活を豊かにする必要がある。そのためには、セーフティネットとして、誰もが通う学校を拠点にした、教師以外のさまざまな支援者や支援事業の投入（子ども食堂、学習支援などの居場所含む）をモデル的にでも策定することを検討すべきである。これは内閣府子どもの貧困対策の大綱の議論とともに提案された学校プラットフォームの本格化への取り組みである。学校を拠点としたこうした取り組みに加えて、地域においても居場所づくり支援が

求められる。

- ⑤ 支援者共通の指標づくり：子どもにかかわるすべての部署が共通して持つ指標を示すことが必要である。そして保護者が子どもに向き合っていくことができこそ、子どもも学習に向かい、社会に向かっていくことができること、保護者が子どもに向き合っていけるような支援の重要性を明確化する必要がある。子どもの貧困対策のために、目標、ターゲット、支援内容、効果、これを明確に示し、エビデンスに基づく評価を今後も重ねていく必要がある。そのことを各自治体に周知徹底し連携することが重要である。国、他の都道府県、府内市町村との連携、協働は、今後も期待したい。

最後に、今後の実態調査に関する課題として3点挙げておわりとする。

第一に、今回、他の自治体に例のない大規模調査を府内複数自治体と共同実施するという方法をとったが、これだけの大規模データの詳細な分析については、複数年時間を必要とする。また、本調査では、はく奪指標について先行研究を援用しながら作成したが、市民の声の普通の暮らしからピックアップするなどの方法も調査方法の課題として挙げられる。

第二は、実態調査をこの1回で終わらせることなく、施策の効果測定の意味も含めて、今後、継続して実施することが必要だと考えられる。

第三に、子どもや保護者など当事者の声を直接聴く取り組みも今後検討が必要であろう。

参考文献

- ・耳塚寛明（2013）『平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』文部科学省委託研究国立大学法人お茶の水女子大学、88.
- ・文部科学省（2017）「児童生徒の教育相談の充実について」（スクールソーシャルワーカーのガイドライン含む）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm
- ・所道彦（2015）「9章イギリス」埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困／不利／困難を考える』ミネルヴァ書房、189-203.
- ・山野則子・三沢徳枝（2015）「学習支援プログラム参加者の状況を視野に入れた支援の可能性ーアセスメントシートの分析からー」『社会問題研究』第64号（通算第143号）、大阪府立大学人間社会学部社会問題研究会、47-57.

IV 資料編

